

2019年7月4日

松山地方裁判所民事第2部

平成23年(ワ)第1291号、平成24年(ワ)第441号、平成25年(ワ)第516号、平成26年(ワ)第328号、平成31年(ワ)第93号 伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤昭男 外
被告 四国電力株式会社

第19回口頭弁論 報告集会資料 (確定)

原告の陳述順序を訂正済。原告・渡部寛志さん原稿を確定稿に差替済

13:00 原告の集合、原告席抽選 (原告団による)

13:30 一般参加者集合

13:40 過ぎ～ 傍聴席の抽選券配布と抽選 (裁判所による)

14:15 原告・弁護団・支援者で裁判所門前まで歩む

14:30 開廷

- 弁論更新、弁護団意見陳述 (中川創太弁護士)
- 準備書面(70)の陳述 (薦田伸夫弁護士)
- 原告の意見陳述
 - ① 松浦秀人(愛媛県原爆被害者の会事務局長)さん
 - ② 内田知子(松山市在住)さん
 - ③ 渡部寛志(福島から避難している農業従事者)さん

16:00ころ 閉廷(見込み)

16:30ころ～ 報告集会 「コムズ」5F 会議室5 (三番町6-4-20)

- 記者会見
- 弁護団報告
- 意見陳述原告の感想報告
- 質疑応答と意見交換

17:30ころ終了予定

伊方原発運転差止訴訟原告団
伊方原発をとめる会

伊方原発運転差し止め訴訟の経過

伊方原発をとめる会事務局

- 2011年12月08日 第1次提訴（原告300名）弁護団長は薦田伸夫、事務局長中川創太。
原告共同代表は、須藤昭男、近藤誠、遠藤素子、渡部寛志の4氏。
本訴訟は被告を四国電力とする、原発の運転差し止めを求める民事訴訟である。
- 2012年03月28日 第2次提訴（原告322名）、累計原告数は622名に。
原告共同代表に古谷和夫、松尾和子、山下正寿、内田淳一、服部敏彦、野口卓の6氏が加わり計10名に。
- 2012年05月29日 第1回 口頭弁論
原告の陳述 須藤 昭男（牧師、福島県出身者として故郷の悲しみを訴え）
近藤 誠（八幡浜市在住、3・11後の近隣住民の不安など）
弁護団陳述 河合 弘之（地震列島の原発の危険性と「原子カムラ」の告発）
薦田 伸夫（「安全神話とそれに追従した過去の司法への批判」）
- 2012年09月25日 第2回 口頭弁論
弁護団から薦田団長の求釈明の陳述等
原告の陳述 渡部 寛志（南相馬市から避難の農業従事者としての苦悩の訴え）
松浦 秀人（原爆被爆者として原発事故による低線量内部被曝の脅威の訴え）
村田 武（農漁業等の被害の甚大さを学者・研究者の立場から解明）
- 2013年01月29日 第3回 口頭弁論
弁護団から薦田団長などが準備書面の要旨を陳述。
原告の陳述 野中玲子（福島の避難者支援の経験と子育て中の母親の思いを語った）
山崎秀一（高知県在住の原告として伊方原発への不安感を語った）
安西賢二（僧侶として原発の反倫理性を語り稼働阻止を訴えた）
- 2013年04月30日 第4回 口頭弁論
裁判長の交代に伴う弁論更新手続きの中川弁護士の陳述、準備書面（7）～（10）の要旨陳述（今川弁護士、薦田弁護士）。
原告の陳述 河野康博（大分でも事故発生の場合の被害は甚大で不安の訴え）
服部敏彦（徳島在住の科学者として原発の危険性を原理的に説得）
- 2013年07月16日 第5回 口頭弁論
準備書面を山口弁護士、求釈明申立書に関わって薦田弁護士の陳述、
原告の陳述 中川悦良（元愛媛県会議員）閉鎖性水域で唯一の伊方の危険性解明等
山下正寿（元高知県高校教諭）ビキニ被爆の海洋汚染隠蔽の調査からの批判
堀内美鈴（松山市在住）福島住民の声を聴く県内集会を開催して
- 2013年08月20日 第3次提訴（原告380名、累計1,002名）原告共同代表に、松本修次さん、
益田紀志雄さん、水野真理子さんの3人を加えて13名に。
- 2013年10月29日 第6回口頭弁論
弁護団は岡村眞（断層研究）、都司嘉宣（古文書に見る地震）両意見書による陳述。
原告の陳述 曾根康夫（医師として低線量・内部被曝の危険性を告発）、
望月佳重子（井伏鱒二など文学における被ばく問題からの訴え）
- 2014年03月11日 第7回口頭弁論
弁護団から藤原意見書（制御棒挿入問題）、長沢啓行意見書（耐震計算の過小評価）。
原告の陳述 アーサー・ビナード（詩人として日本語の詐欺的用法の放射能汚染隠蔽を告発）、
大崎義治（大洲市在住、原発周辺住民としての訴え）
- 2014年06月24日 第4次提訴（原告336名）累計原告は1338名。四国内95の全市町村に原告。
原告共同代表に斉間淳子さん（八幡浜市在住）、田村栄子さん（広島市在住）を加えて代表15名に。新たに、坪井直さん（広島被団協）谷口稜輝さん（長崎被災協）
肥田舜太郎さん（被爆医師）田中 熙巳さん（日本被団協）辛淑玉さん（シンスゴ）
なども原告となる。
- 2014年07月08日 第8回口頭弁論 裁判官交代による弁論更新手続き。準備書面18～31の提出。

原告の陳述 内山弁護士の基準地震動に関わる法廷でのプレゼンテーション
2014年10月28日 長生博行（伊方町民としての不安と願い）
第9回口頭弁論 第4次提訴の併合による訴状と答弁書の陳述、準備書面32～34を陳述

原告の陳述 高橋博子（子育て真っ最中の母として歴史家として被ばく問題を追及）
2015年02月10日 第10回口頭弁論 準備書面35～37の陳述、法廷で映画「日本と原爆」の一部を上映

原告の陳述 益田紀志雄（被爆者であり医師である立場から原発災害を告発）
2015年04月21日 和田 宰（養護学校の元教員として災害弱者の苦難を訴え）
第11回口頭弁論
準備書面38～42の陳述 南・内山両弁護士による法廷でのプレゼンテーション

原告の陳述 斉間淳子（伊方原発が計画された当初から長年にわたって反対を訴えてきた）
2015年07月14日 第12回口頭弁論
原告は準備書面43～47の陳述、四電は準備書面8をそれぞれ陳述

原告の陳述 森瀧春子（ウラン採掘から始まる世界の核ヒバクシャの問題と伊方原発の危険性）
2015年09月08日 遠藤素子（伊方町の隣の八幡浜市の議員であり元高校教師であった立場から）
第13回口頭弁論
原告は準備書面48～51の陳述、四電は準備書面9をそれぞれ陳述

原告の陳述 徳弘嘉孝（人間を痛めつける核エネルギーの撤退を訴えた）
2015年11月24日 向井公子（福島事故による被ばくを避けて転居した体験から）
第14回口頭弁論
原告は準備書面52～55を陳述

原告の陳述 越智勇二（原発事故の公害性を水俣病と比べつつ体験を語った）
2016年01月19日 渡部伸二（再稼働容認の県議会と原子力防災訓練を住民自治の視点で批判）
第15回口頭弁論
原告は準備書面56～57を陳述

原告の陳述 松尾京子（原発問題を考え続けてきた母として県議会や避難訓練を厳しく批判）
2016年03月22日 三家本美登里（自然環境を擁護しつつ原発建設や再稼働に反対する思いを語った）
第16回口頭弁論
原告は準備書面58を陳述予定

原告の陳述 松井勝成（広範な地域の水が汚染される問題及び避難出来ない実態を語った）
2016年05月31日 渡邊智子（保養プログラムの中で親たちの声を聴き子ども達の状況を示した）
第17回口頭弁論
原告は準備書面59～68を陳述

原告の陳述 立川百恵（命を考え常に後始末を考える主婦の目線で原発の危うさを指摘した）
2016年08月02日 草薙順一（原発訴訟の司法消極主義を批判し住民を不安の奴隷にせぬよう訴えた）
第18回口頭弁論
弁論更新
原告は準備書面69を陳述

原告の陳述 宮本 恵（核発電を止めることが平和への第一歩と伊方原発の運転停止を求めた）
2019年07月04日 外京ゆり（被曝の危険を延べ過酷事故の恐れがある伊方原発の廃炉を切望した）
第19回口頭弁論
弁論更新
原告は準備書面70を陳述

原告の陳述 松浦秀人
内田知子
渡部寛志

2019年7月4日

意見陳述書

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告 松浦 秀人

(愛媛県原爆被害者の会事務局長)

1. 私は原爆被爆者

私は、松浦秀人と申します。1945年(昭和20年)8月6日、私の母は広島に居て、その母親のお腹の中で被爆し、その年の11月に私は生まれました。現在73歳で、「愛媛県原爆被害者の会」の事務局長をしています。

2. 放射線による急性障害と晩発性障害

広島そして長崎では、たった1発の原爆が一瞬にして数万の人々の命を奪い、街を粉々に破壊しました。その中でも辛うじて生き延びた人々は、急ごしらえの救護所に運び込まれました。当時28歳の陸軍軍医であった肥田舜太郎先生(ご自身も被爆されながらも被爆者の救護に当たり、戦後は6000人の被爆者の診療に当たられた医師)から直接伺ったことですが、大ケガや大ヤケドを負った重傷者の多くが数日のうちに亡くなった後に、今度は軽症の患者が突然に高熱を発し、目や鼻や耳からの出血が止まらず下血も起こし、髪の毛が大量に抜け、やがて身体中に紫色の斑点が生じて、次々と亡くなって行ったのです。

しかもそうした死者の中には、肉親を捜しにきた市民や救援に駆けつけた兵隊など、原爆炸裂の瞬間には広島には居なかった者やかすり傷ひとつない者さえ、まったく同じ症状で死んで行ったのです。それらは原爆が放出した残留放射線による急性障害だったことは後年になって判明しましたが、当時の医療関係者にとっては不気味で不可解な現象でした。そのようにして殺されていった人々は、広島・長崎両市の推計によると、その年の暮れまでに21万名にのぼりました。

原子爆弾は人類史上例をみない巨大な殺傷力と破壊力を持つ兵器ですが、原爆の恐ろしさはそれにとどまりません。その後今日に至るまで、被爆者の身体を痛めつけ苦しめ続けています。原爆は、炸裂時の急性障害とは別の、数年から数十年の後に発症する晩発性障害ももたらすのです。

と言うのは、被爆者は身体の外から放射線を浴びただけではありません。原爆炸裂によって生じた大量の放射性物質が大気中に散乱し、呼吸や飲食によってそれを身体の中にも取り込みました。それらの放射性物質は、身体の中で微弱とは言え、放射線を出し続けます。こうした状況を、内部被ばくと言います。内部被ばくでは、特定の部位が慢性的に反復して被ばくし続けます。その結果、低線量でも特定の部位が限定的にダメージを受け続け、細胞や遺伝子を損傷するのです。

低線量内部被ばくは、陥らなくてもよい病気を引き起こし、あるいは回復の余地が充分ある

疾病を重篤化させ、人体に深刻な健康被害をもたらします。それはガンや白血病などの特定の病気ではなく、全身症状の悪化として現れるのです。個体差、個人差はあるものの、甲状腺障害、免疫障害、心筋梗塞、脳梗塞などさまざまな病気に、被爆者は戦後 74 年間苦しめられて来たのです。

だからこそ、私たち被爆者は、こんな苦しい人生を誰の身にも繰り返させたくないと、「再び被爆者をつくるな」「ノーモア・広島、ノーモア・長崎」と訴え、核兵器の禁止と廃絶を願って来たのです。私自身も青年期から核兵器の禁止と廃絶を願って反核平和運動に取り組んで来ました。

3. 原発停止は国民多数の願い

2011 年 3 月、東京電力福島第一原発の事故が起きました。「再び被爆者をつくるな」と訴え続けて来た私たちですが、予期せぬ形で数多くの「被ばく者」が生まれました。政府の発表によれば、セシウム換算で広島原爆の 168 発分の放射性物質が、福島原発の原子炉から放出されました。濃淡の違いはあるにしても日本列島全体に放射性物質がばらまかれ、人々の頭上に降り注いだのです。原爆による被爆ではありませんが、放射性物質による被ばくを受けたことは間違いない事実です。悲しいことですが、それらの人々の中には、私たち被爆者と同じような苦しみを強いられる方々が出て来るに違いないと、その時に思いました。

同時に、それまで原発問題に無関心であったわが身の愚かしさを、思い知らされました。母の被爆もあって、反核平和運動にはそれなりに参加していた私ですが、原発には無関心な傍観者でした。福島原発の事故で、地震の巣窟とも言うべき日本列島に 54 基もの原発があることを知り、愕然としました。いま思えば、傍観者であった自分は、結果的には原発建設を事実上容認した側に立っていたのだと気づかされ、その罪深さを思い知らされました。

そうした時期に、「愛媛にも伊方原発がある」「事故が起これば大変なことになる」と、伊方原発に危惧を抱く人々が、弁護士である草薙順一先生の呼びかけで集まりました。「伊方原発の運転停止を求めて提訴しよう」という機運が強まり、私もその渦の中に飛び込むことにしました。そしてまた、その裁判の原告と弁護団を支え励ます支援組織が必要だと考え、草薙先生を中心に幅広い市民団体や労組などに呼びかけて、支援組織の結成と原告募集の活動に乗り出し、その事務方の一員として私も活動に参加しました。

その準備活動の中で、私はさまざまな思いの方に出遭いました。子育て真っ盛りのお母さんたちは何よりも子どもの将来への不安を抱いていました。もしも伊方原発が事故を起こした時に、子どもたちを守りきれぬのかの不安です。福島出身の方は避難を余儀なくされ荒れ果てた故郷を見るにつけ、やるせない思いを抱いてこの訴訟の原告になって居ます。伊方町や隣接する八幡浜市の方々は、福島からの避難者の姿が、明日のわが身ではないかと心配しています。

私たちは 2011 年 6 月 10 日に第 1 回目の準備会を開催し、以降 7 回の準備会と 3 回の事務担当者会議、3 回の弁護団会議を経た後に、同年 11 月 3 日「伊方原発をとめる会」を結成し、そ

の1カ月後の12月8日に300名の原告で本件訴訟の提起に至りました。私は、その「とめる会」で事務局の一員として、今日まで活動を続けてきました。

その後、2012年3月28日の第2次追加提訴を皮切りに、2014年6月24日の第4次提訴を経て、累計1,338名の原告を擁する大型の裁判となりました。この第4次提訴で、四国内の95の全ての自治体から原告が出そろいました。また四国以外では、北海道から鹿児島までの373名が原告に参加されました。当初私たちが予想もしなかった規模にまで、原告数は膨れ上がったのです。このことは、それだけ痛切に原発の停止を多くの国民が願っている証左です。この切なる原告の思いを受け止めていただいた上で審理を進めて頂きたいと願っています。

4. 裁判所は正義感と決断力の発揮を

ところで、本件訴訟の進行中でしたが、2016年5月31日私どもは御庁に伊方原発運転差止の仮処分の申立を行いました。私はその申立人の一人でもあります。この申立は御庁においても、抗告審である高松高裁においても、私たちの訴えは斥けられました。この間、御庁でも高松高裁でも裁判所自らが私どもの側に立つ学者参考人に対して質問もされ、伊方原発の危険性について充分にご理解を得られたと思ってその判断に期待していたにもかかわらず、私たちの期待は裏切られました。

それだけではありません。事故後8年を経た今では、この間に下された各地の地裁・高裁の判決や決定では（わずかに3件を別として）、事実上原発の運転を容認する判断が連続しています。思いもよらない、私からすると異様な事態の連続です。このため私たち原告の中に、卒直に申し上げて原発裁判では裁判所に正義を期待することはできないのではないかという絶望感に襲われることが時としてあることは否定できません。

一方で、被爆者援護法にもとづく原爆症認定訴訟では、全国の裁判所が、厚生労働大臣の下した認定申請却下処分を次々と取り消しています。被爆者の勝訴率は9割という、行政訴訟では他に例を見ない勝訴率です。その結果、厚生労働省も被爆者行政を見直さざるを得なくなっています。このため私たち被爆者は、そうした裁判所の動向をととてもありがたく思い、感謝しています。そして原爆症認定訴訟で示された裁判所の正義感と決断力を、この訴訟でもぜひとも発揮していただきたいと願っています。

私たちは、この間の一連の原発運転容認の裁判所の判断に、決して納得している訳ではありません。「社会通念」なるものを持ち出して原発運転容認の結論に行きつく裁判所に対して不信を募らせているばかりです。「社会通念」をいうのであれば、各種の世論調査で6～7割を占めている原発への不安や否定的評価こそが「社会通念」であり、国民世論ではないでしょうか。その証左が、今般の第5次追加提訴です。本年3月11日、新たに86名の方々が原告に加わりました。これらの新しい原告は、危険な伊方原発を何としても停めてもらいたいとの一心で、やむに已まれぬ思いで本件訴訟に参加したのです。

5. 伊方原発は特に危険

伊方原発は、全国各地の原発に比しても格別に危険性が高く、被害の甚大性もひとときわ大きいと、私は考えています。ご存じのとおり伊方原発は世界最大の中央構造線の直近に位置し、また南海トラフによる巨大地震の震源域に立地しています。このため、地震による被害の危険性が特に大きいことは、素人の私でも容易に判断できることです。1号機の建設時には、四国電力は中央構造線の存在を無視しました。2号機の建設時には「中央構造線はあるが活動性はない」と強弁して、四国電力は建設を強行しました。これらは否定できない歴史的事実であり、この一事をもってしても、四国電力には伊方原発を稼働する資格はないと、私は思っています。

また、伊方原発は日本一細長い半島である佐田岬半島の付け根に所在するため、原発から西側の約5千名の住民には事実上逃げ場がありません。愛媛県の避難計画によると船で対岸の大分に避難する想定ですが、仮に自然災害との複合事故の場合に、船が接岸できるかどうか保証の限りではありません（過去の避難訓練において天候不順のためフェリーの接岸困難などで訓練を中止した事実があります）。また、それ以前に土砂崩れ多発地域ですから、道路やトンネルの陥没により住民が船着き場までたどり着くことさえ、見通しが立たないのです。これでは住民は見殺し状態にあるとしか言いようがありません。

また伊方原発は、福島原発が太平洋に面していたのとは対照的に、日本で唯一閉鎖性水域に面しています。このため事故が起これば、瀬戸内海は放射性物質の「たまり場」となることは必至です。瀬戸内海の恵みを得て生計を立てる県内の漁業・水産業・真珠養殖業や水産加工業などの壊滅的打撃はむろんのこと、九州北部から山口・広島・岡山の中国地方そして兵庫・大阪・和歌山の関西圏にまで影響が及ぶことは必至です。私たちが生まれ育って来た「原風景」ともいえる瀬戸内海が、「死の海」になるのです。たかが電気のために、それも四国では原発を稼働させなくても充分余っている電気のために、こんなことを引き起こすことは絶対に許されないと、私たちは考えます。

聞くところによると、阪神淡路大地震以降、日本列島は地震の活動期に突入したとのことです。このため住宅メーカーは一斉に一般住宅の耐震性強化に乗り出し、2000～3000ガルを優に超える住宅を開発し売り出しています。しかもそれらはコンピュータ内の演算によるシミュレーションではなく、建物を大型の土台に乗せて実際に振動させる実証実験を経て確認された耐震性であり、それを一般住宅として私たち市民に販売しています。ところが、いったん事故が起これば巨大な規模の、取り返しのつかない被害をもたらす伊方原発3号機の基準地震動がたったの650ガルと聞いて、驚かない者はいません。まるでブラック・ジョークです。こうした地震動の関係を聞いた知人は、「一般住宅と原発との関係は、しっかりした住宅とチャチな犬小屋との関係みたいだ」と言いました。その人の言うとおりの、倒錯現象です。こうした危険な中での伊方原発3号機の運転は断じて認めてはならないと考えます。

私は当裁判所に対して要請します。原発の持つ危険性に正面から向き合って下さることを切

望しています。これから行われる審理を通して、何よりも事実を見極めて頂きたいのです。私たち原告の主張が根拠のない非科学的な不安感に根差しているものなのか、それとも四国電力の主張がかつての「原発安全神話」の焼き直し版ではないのか、そのいずれであるのかをしっかりと見定めて下さることをお願いして私の陳述を終わります。お耳を傾けて下さって、ありがとうございました。

以上

2019年7月4日

意見陳述書

松山地方裁判所民事第2部御中

原告 内田知子
(松山市在住)

私が今、ここにいる理由

先ずは、この場を与えていただきましたことを感謝申し上げます。

最初にこのお話をいただいた時、私は即座にお断りしました。「私には無理です！ 原発に関して、何の知識も体験も無い私が、裁判の場で話すことなどできません。」

今回で19回目となる口頭弁論には、今まで、数十名にも登る方々が意見陳述をされてきました。福島から避難されて来られた方、伊方にお住いの方、被爆者として、母として、医師として、教師として・・・それぞれの方がそれぞれの実体験に基づいて原発に対する痛切な思いを語って来られました。私は、福島にも伊方にも住んだこともありませんし、母でも、医師でも、教師でもありません。それどころか、福島の事件が起こるまで、原発のことも政治のこともろくに考えたことさえありませんでした。「誰か賢い人たちが、ちゃんとやってくれているだろう。」「任せておけば大丈夫！」と、まるで他人事でした。

そんな私が今ここにいる理由をお話ししたいと思います。

1995年の阪神淡路大震災の時 私は大阪に住んでいて、多くの友達が被災し、困難な避難生活を余儀なくされているのを、近くで見聞きしてきました。あの時、現場で直接動いたのは、多くの市民とボランティアの方々でした。自衛隊の方々は来ていただきましたが、国からの積極的な支援は、あまり聞こえてはきませんでした。国難に際し「国は無条件で国民の救済にあたるもの」という私の思いに疑問符が付いた最初の出来事でした。

2011年、東北の地震、津波、原発のメルトダウン！次々と信じられないことが起こり、私は「いくらなんでも今度は、国を上げて被災した方々を助けてくれるだろう」と思いました。けれどテレビから聞こえてきたのは「放射能は直ちに影響はありません」というような無責任な言葉ばかりで、私が知りたい具体的な情報や対策は、やはり聞こえてきませんでした。

現場に居て 現在もなお、懸命にご尽力いただいている方々は大勢いらっしゃいます。その多くは、やはり民間の方やボランティアの方々です。

私たちの代表であるはずの政治家の皆さんが、党派を超えて一丸となって災害対策に取り組み、国民を護り助ける！という映画のような展開には残念ながらなりませんでした。

2013年、安倍さんは、原発の汚染水について「アンダーコントロール」と世界に向けて嘘の発言をし、「原発はベースロード電源」との主張のもと、再び再稼働を押し進めています。福島の実状を目の当たりにした世界の国々が、脱原発に舵を切っているというのに、どうして当事者である日本が、何事もなかったかのように振る舞えるのか？！私の頭の中は、疑問符でいっぱいになりました。

ある時私が県庁前で「原発を止めてください！すべての原発を廃炉に！」という趣旨のチラシを配っていると、スーツの胸もとに議員バッジを着けた男性が、まっすぐ私の方にやってきて、私の耳元に顔を近づけ、おっしゃいました。「原発が無くなったら、日本は滅亡するぞ」そう言うとニヤリと笑って、足早に男性は立ち去って行きました。突然のことで、私は何も言い返すことが出来ませんでした。「原発が無くなったら、日本が滅亡する？」一体どういうことでしょうか？

またある時、市民団体の皆さんに同行して、四国電力の社長さん宛に「伊方原発を止めて、廃炉にしてください！」という趣旨の嘆願書を届けに行きました。原子力本部ビルの前には、事故以前には無かった鉄柵が作られており、ビルの中どころか、建物の敷地内にも入れてはもらえず、代理人が鉄柵越しに嘆願書を受け取る、という対応でした。なぜ？どうしてこんな対応をするんだろう？？どうして（顧客の意見に耳を傾ける）という、当たり前なのが出来ないんだろう？？県知事の対応も同じでした。「原発を止めてください」という要望書を携えた市民が、知事に面会を求めましたが、知事室につながる廊下のはるか手前で警備員の方々に押し止められ、知事さんは最後まで、顔も見せてはくれませんでした。

なんとか電力会社の社長さんに直接お会いして、正直な胸の内を伺ってみたい。そう思っていたところ、知り合いの方から「株主になったら、株主総会で直接社長さんと話ができるよ。」と伺い早速、いろいろ教えていただきながら、生まれて初めて株というものを購入し、2012年の株主総会に出席しました。そこで社長さんに尋ねました。「自分の会社が出したゴミは自社で責任を持って安全に処理しなければいけないと思いますが、放射性廃棄物、核のゴミの処理について、どのように対処していくお考えですか？」社長さんは答えました。「原発は国策ですから、私どもは意見を述べる立場ではございません。国の方針に従いたいと思います。」え？どうして意見を述べる立場じゃないんですか？？四国電力って、国営企業じゃないですよ？！同じような質問を国に対してした議員さんがおられました。国の答えはこうです。「それは基本的には、民間企業の問題ですから、それぞれの企業で考えていただいて、国としてできるだけサポートはしていきたいと思います。」

結局誰も責任を取らない、いえ、取れる筈もないのです。四国電力さんにしても、本当は原発事業から撤退したいとお考えなのではないですか？最近では申入書などを提出しに行った際は、きちんとお部屋に通してくださるそうですし、2016年には1号機、2018年には2号機の廃炉を英断していただきました。当時佐伯社長は2号機廃炉の理由を「巨額の安全対策費を要する再稼働は採算面で困難と判断」と仰っていました。先日行われた株主総会で、私はこのことについて質問しました。

私：「伊方2号機の廃炉を決定された時、『巨額の安全対策費を要する再稼働は、採算面で困難と判断』と佐伯さんはおっしゃいました。ならば、3号機を動かすにあたり、1,900億円を上回る巨額の安全対策費を支払ってもなお採算がとれる、と判断された根拠を、具体的な数値でお示してください。」

佐伯さん：「2号機は出力規模が小さく、さらに運転開始から36年が経過しており、新規性基準の審査や安全対策工事の期間を考慮すれば・・・云々」と丁寧に2号機廃炉に至る経過を説明して下さり「3号機に関しては、この場では関係ありませんので、お答えは控えさせていただきます」

私：「関係ないってことは、ないでしょう！」

議長：「不規則発言はおやめください！はい、次の方・・・」

佐伯さんの仰った「関係ありません」の言葉に世の中で起きている問題の本質が集約されているように感じました。

誰が悪い、とか、誰の責任か、何て言ってる場合ではないんじゃないか？そんな風に考え始め、自問自答する中で、私は「憲法」に出会いました。

それまで「憲法」については「法律の親玉」のようなもので、私たちが守るもの。という認識でいましたし、そもそもまともに「憲法」を読んだこともありませんでした。ですから「憲法とは、国民が国家権力の暴走を制御し、縛るためのルールである。」ということを知った時は衝撃的でした。主権在民、国民主権、民主国家の最高権力者は、誰でもない私たち自身だったのです。

よく国の仕組みをピラミッドに例えますが、頂点に居る総理大臣を99%の国民が底辺で支えている。あの図も視点が変わるとまるで違うものに見えてきます。ちょうど、コマのように不安定に立ち上がった国という組織を動かしているのは、他でもない、私たち自身なのです。わたしたちが右に傾きすぎても、また左に傾きすぎてもコマはバランスを失って迷走し、うまく回りません。後ろに引っ張られても、前のめりになっても、いけません。芯を真っ直ぐに通して、微妙なバランスを調整しながら、コマを回し続ける。それには国民である私たち一人一人の不断の努力が求められているのです。そのことに気づいたから、私はいまここに居ます。

原発は、その存在自体があらゆる面で憲法に違反していると、私は思います。憲法13条には、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とあります。原発を取り巻く状況下で、今までも、現在も、そしてこれからも、いったいどれだけの人たちが、命や自由を奪われ、悲しく辛い思いを強いられているか。そこに立法その他の国政の上で最大の尊重が、なされているのでしょうか？ 憲法25条には、「すべて国民は、健康な生活を営む権利を有し、国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とあります。福島の子供達に起こっている健康被害、原発で働く人たちの被曝の問題、汚染された大地や海、廃棄物や汚染水。数え上げればきりがありません。それらに関わるすべての人たちに、国は社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上及び増進に努めている。と責任を持って言えるでしょうか？ 憲法22条、及び29条には、「何人も、居住、移転及び職業選択の自由を有する。財産権は、これを侵してはならない。」とあります。福島の、ふるさとを奪われ、家や土地を奪われ、仕事を奪われ、家族を、平和に生きる権利を奪われた人たちに、これらの憲法が守られていると言えますか？

私には、憲法が保障する自由及び権利を、公共の福祉のために利用する責任があります。憲法12条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。」

裁判官の皆さんには、憲法と法律に基づき、自分の正義感に従って裁判を行う責任があります。憲法76条「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。」

それぞれの人が、それぞれの場で、自分に与えられた責任を真摯に果たしていけば、世界はより良いものに変えていける！私はそう信じています。

理想の世界を思い描くこと、そこへ向かうための不断の努力を決して諦めないこと。そのことを自分自身に向け、宣言して、私の陳述を終わります。ありがとうございました。

意見陳述書

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告 渡部寛志

(福島から避難している農業従事者)

(1) ひとたび事故が起きれば

私は、福島第一原子力発電所事故により愛媛に避難している原発事故当事者の一人です。本来の我が家は、福島第一原発から12km北に離れた南相馬市小高区にあります。私はその地で、野菜や米を作る専業農家として、妻と事故当時6才と2才の娘、父、母、祖母と共に生きていました。

<避難元の現状>

原発事故から早8年が経ちました。来年には、『復興』を冠するオリンピックも開催されます。原発事故被災地も、今や「事故の事後処理も大まかに片付いて、復興が成し遂げられつつある」、被災者も「十分に手当てされ、将来を見通せるようになった」、となっていれば良かったのですが、とてもそんなことを言える状況ではありません。

私の避難元である南相馬市小高区は、比較的放射線量が低い地域として、2016年7月12日に避難指示が解除され、「帰ってもよい」とされる地域になりました。小高区の人口は、原発事故直前12842人(2011年3月11日時点)でしたが、避難指示解除から間もなく3年となる2019年5月31日時点の居住者数は3576人と、原発事故前の約28%の人口に留まっています。

帰還者数は、避難指示解除以来徐々に増加していましたが、今は頭打ちの傾向です。南相馬市が昨年推計した今後の人口予測を見ても、2020年の3279人をピークに減少に転じ、2040年には2411人になるとされています。また、高齢化率を見ると、現時点で約50%、2040年には60%を超える予測となっています。

子どもの減少は特に深刻で、小高区の小中学校の児童生徒数は、合わせて112人(2019年4月5日時点)、昨年129人(2018年4月6日時点)から17人減少しました。原発事故前の在籍者数は約1100人、今はそのたった1割です。

「帰ってもよい」と言われても帰れない、その理由は、どこにあるのでしょうか。避難指示が解除された地域の住民意向調査(2016年11~12月実施;南相馬市・福島県・復興庁)の結果によると、帰還していない住民の19.3%が「南相馬市以外の場所に住みたい」、17.1%が「まだ判断がつかない」と回答しています。そしてその理由(複数回答)として、約54%が「原子力発電所の安全性(事故収束や廃炉の状況)に不安がある」を、約40%が「放射線量の低

下、除染の効果に不安があるから」を、約 30%が「放射線による人体への影響に不安があるから」を挙げています。

東京電力が公表している廃炉までの中長期ロードマップを見ると、最も困難な作業とされ、私たち住民が大きな不安を感じている燃料デブリの取り出し、事故により溶け落ちた核燃料の取り出しは、復興オリンピックの終わった 2021 年から開始すると計画されています。しかし、未だにその方法は調査・検討中のままで、取り出し方法は確立されていません。ロードマップには、廃炉まで 30～40 年とも書かれていますが、それは大雑把な希望的観測に過ぎません。

また、除染によって発生した莫大な量の放射性廃棄物 (2013 年推計時 2200 万 m³) が、現在、福島第一原発周辺の間蔵施設 (計画面積 1600ha) に着々と運び込まれています。地元住民には、2045 年までに福島県外で最終処分すると説明し、用地確保を進めましたが、それまでに最終処分を引き受けてくれる場所を見つける事が出来るのか、何らの見通しも根拠もありません。私には、住民を納得させるための無責任な口約束だとしか思えません。

他にも様々な問題が山積したままです。私が暮らしてきた地域のように、今後何年も何十年もの間先を見通せず、消えぬ不安に覆われたままになるだろう町、若い人たちが戻らず高齢化が進む町に、この先どんな将来があるのでしょうか。私は、悲観せざるを得ません。

<救済困難>

福島第一原発事故により福島から愛媛に避難した 25 人が国と東京電力を訴えた裁判の判決が、2019 年 3 月 26 日、ここ松山地方裁判所で言い渡されました。

裁判所は、「平成 14 年に公表された地震活動の長期評価に基づき、津波の発生が予見可能だった」として、事故を回避するための十分な対処を講じていなかった『国』の責任を断じました。しかし、それでも『国』は、自らの賠償責任を認めず、判決を不服として控訴を行いました。

また、原告側勝訴とはなりましたが、算定された賠償額は、強制避難者の最高額が 1000 万円、自主避難者に至っては 30 万～80 万円と算定され、あまりに少額でした。私たちは、事故前の『普通』の暮らしには戻れません。あの時あの地で思い描いていた未来も、もう取り返せません。それなのに、とても納得できる額ではありませんし、しっかりと生活再建を図って行ける額でもありません。

私たちは、『戻れない過去』と『取り返せない未来』への執着を一刻も早く吹っ切り、これからの人生を、しっかりと前を向いて生きていきたいと願っています。しかし、「責任逃ればかりする国の姿勢」と「国に追従し被害を矮小化しようとする東京電力の対応」は、私たちの願いに応えるものではなく、いつまでも私たちを苦しめ続ける元凶となっています。

原発で重大事故が起きるということは、とり返しのつかないことです。福島第一原発事故の被害を見ても明らかなように、事故後の賠償で被害者を救済することは困難です。この愛媛でも、事故が起きる前に伊方原発の運転を止めて、被害者を生まないことがなによりも重要です。

(2) 原発リスクから解放された暮らしを

福島県民の震災関連死者数は2250人（2018年9月30日現在）に達し、避難者数はいまだに4万人を超えています。原発さえなければ、これ程の人々が命を落とす事も、いつまでも際限なく人々を苦しめ続けることも無かったはずです。

原発でひとたび大事故が起きれば、その被害は甚大で計り知れないものになります。私たち福島県民は、その事を身をもって知り、変わりました。

福島県では、県議会において『福島県内10基すべての原発の廃炉を求める請願』が全会一致で採択され、県内59市町村すべての議会でも同様の意見書や決議が可決されました。知事も「多くの県民が全基廃炉を望んでいる。私が先頭に立って強く訴えていく」と表明するに至りました。そして、「原発を止めたままでは日本経済は立ちいかない」とする国と対峙し、“原子力に依存せずに県の再生を目指す道”を選びました。福島では、その存在自体を認めない、いわば『絶対悪』として原発を捉えたのです。

今の原発被災地は、先述したように復興の主体たる住民が「戻れず」、大変厳しい状況です。しかしそれでも、原発事故を経験した福島県民の『思い』を原動力に、福島県独自の数々の取り組みが進んでいます。再生可能エネルギーに関する最先端の研究拠点の誘致、関連産業の集積、省エネルギーや地域でエネルギー自立を図る取り組みなどです。私は、それらの取り組みを、長期的に見た地域復興の『確かな力』となることを期待しています。

一方、この愛媛県では、伊方町議会において『伊方原発3号機の再稼働を求める陳情』が全会一致で採択され、県議会においても『再稼働の必要性を認める決議案』が可決されました。知事は「あらゆる条件を全て咀嚼(そしゃく)して熟考した結果」と説明して、伊方原発の再稼働を容認しました。そして、原発回帰を進める国の意を汲む形で、“原子力に依存し続ける道”を選びました。愛媛では、「ない方がいい」としながらも、そこから生まれる利益を手放す事が出来ず、いわば『必要悪』として原発を捉えてしまったようです。

ですが、この判断は危険です。知事がいくら「絶対に過酷事故を起こさせない決意」を語ろうとも、『事故を起こさず、これまでのように原子力に依存していく事』など都合のよい“理想”に過ぎないからです。『原発に絶対安全はなく、故に原子力依存から早期脱却していく事』こそが“現実”の道のはずです。

昨年閣議決定された国の『エネルギー基本計画』、その中の“原子力”の項目には、次のように書かれています。2030年に向けた対応として「不断の安全性向上と再稼働」、2050年に向けた対応として「安全炉追求」と。要は、原子力利用の終期を定めず、原発を利用し続けるというものです。

もしこのまま、原発を受け入れ続けたら、危ういのではないのでしょうか。福島のように『自ら道を切り拓いていく覚悟』を持たない限り、愛媛県民が原発のリスクからいつ解放されるのかは、いつまでも不明なままになります。

8年前、私たちは皆『絶対安全は嘘であり、原発は危険である』と認識したはずですが、そしてその認識には、地域間のズレはなかったはずですが、それが、「当事者と非当事者の意識の違い」なのか、あるいは「国や自治体、電力会社によって造られてしまった流れ」なのか、次第に福島と愛媛には『意識のズレ』が出来てしまいました。

しかし、伊方原発で大きな事故が起きれば、愛媛と福島に『意識のズレ』はなくなります。そして、愛媛は福島と同じ道を選ぶと断言できます。ですが、その時に気付いたのでは、あまりにも愚かです。

(3) お願い

私は愛媛大学理学部を卒業し、その縁からこの愛媛での避難生活を選択しました。そして、妻と2人の娘とともに伊予市双海町での農業・農村生活を2011年8月から始めました。私は、双海町の人々に助けられ、支えられ、この地での居場所を得て、日々を過ごす事が出来ました。また、双海町は、この地の小学校を卒業した長女、この地の小学校に入学した次女、この地で産まれた長男にとって第2の故郷となりました。

愛媛での避難生活を始めた頃、私は「日本中の原発は無くなる」と思い込んでいました。だから、伊方原発からの距離や避難のしやすさなどは、住まいを決める材料ではありませんでした。ですが、この判断は間違いでした。伊方原発は動き出してしまいました。

双海町は、中央構造線の活動によって出来た谷で急傾斜地が多く、大雨や地震時に土砂災害が発生しやすい地域です。これまで幾度も鉄道や幹線道路が不通になる被害を受けています。もしも、南海トラフや中央構造線による巨大地震が発生したら、各地で土砂崩れが起き、犬寄峠も三秋峠も越えられない事態が起きる事は容易に想像がつきます。もしもその時、40km先にある伊方原発で放射性物質の飛散を伴う重大事故が起きたら、どうなるでしょう。東にも北にも逃れる術はなくなり、被曝から逃れることは困難になります。

私は、「もしもの時」に、3人の子を守りきる自信を持ってませんでした。そのため、少しでも伊方原発から遠く、少しでも避難しやすい場所へと住み替える事を考え、松前町での土地探しを始めました。その結果、妻は「愛媛も福島もどっちも危ない、それならばもう福島に戻る」と言い、2018年4月に長男を連れ福島に戻りました。確かに、例え松前町に住み替えたとしても安心ではありません。事故直後の被曝からは逃げやすくなるかもしれませんが、しかし、風向きによっては双海町よりも被曝量が増すかもしれません。それに事故が起きてしまったら双海町であっても松前町であっても、再びその地での暮らしを奪われ、人生を壊される事になるのは間違いありません。

私はその後、妻と一致するライフプランを立てる事ができず、今年3月に離婚しました。そして今は、私と10才の次女が松前町の貸家に、妻と14才の長女・7才の長男が南相馬市原町区の復興公営住宅に、父と母と祖母が小高区の我が家に戻る、という3カ所での家族離散状態となりました。

私はこれ以上、悔しい思いをしたくはありません。これ以上、子ども達に悲しい思いをさせたくありません。福島でも愛媛でも原発のリスクから解放されず、不安に苛まれながら生き続けたくはありません。

裁判官の皆さま、フクシマのような愚かな過ちを、この愛媛で「絶対」に繰り返させないで下さい。そのために、伊方原発3号機の稼働を止めて下さるよう、お願いいたします。